



平成 27 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名 丸 八 倉 庫 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 村 明
(コ ー ド : 9 3 1 3 、 東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 佐 々 木 光 昭
(T E L . 0 3 - 5 6 2 0 - 0 8 0 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 2 月 26 日開催予定の第 119 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ①取締役の職務分担を見直したため、現行定款第 23 条の招集権者および議長に関する規定を変更するものであります。
- ②社外取締役および社外監査役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、変更案第 30 条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第 40 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、変更案第 30 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 2 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 2 月 26 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 30 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 39 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 31 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 40 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 41 条～第 47 条 (現行どおり)</p>

以 上